

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公表番号】特表2019-513096(P2019-513096A)

【公表日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2018-548404(P2018-548404)

【国際特許分類】

B 3 2 B	5/18	(2006.01)
B 3 2 B	7/12	(2006.01)
B 3 2 B	27/40	(2006.01)
C 0 9 J	7/25	(2018.01)
C 0 9 J	7/38	(2018.01)
C 0 9 J	201/00	(2006.01)
C 0 9 J	133/08	(2006.01)
C 0 9 J	7/40	(2018.01)
C 0 9 J	11/08	(2006.01)
C 0 9 J	133/10	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	5/18
B 3 2 B	7/12
B 3 2 B	27/40
C 0 9 J	7/25
C 0 9 J	7/38
C 0 9 J	201/00
C 0 9 J	133/08
C 0 9 J	7/40
C 0 9 J	11/08
C 0 9 J	133/10

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月6日(2020.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の層を、次の順序で備える表面保護フィルムであって、

前記表面保護フィルムの主面に露出した第1のポリマーフィルムと、

発泡接着剤と、

第2のポリマーフィルムと、

感圧性接着剤と、

を備える表面保護フィルム。

【請求項2】

前記第1及び第2のポリマーフィルムのそれぞれがポリウレタンエラストマーを含む、
請求項1に記載の表面保護フィルム。

【請求項3】

前記ポリウレタンエラストマーが熱可塑性ポリウレタンエラストマーを含む、請求項2に記載の表面保護フィルム。

【請求項4】

前記発泡接着剤がシンタクチックフォームを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の表面保護フィルム。

【請求項5】

前記シンタクチックフォームが、非三級アルキルアルコールのアクリル酸エステル又はメタクリル酸エステルの1又はそれ以上の反応生成物を含み、前記非三級アルキルアルコールが1～20個の炭素原子を有する、請求項4に記載の表面保護フィルム。

【請求項6】

前記発泡接着剤が、前記発泡接着剤中に均一に分布した熱可塑性発泡性ポリマー微小球を更に含んでおり、該熱可塑性発泡性ポリマー微小球は、未膨張発泡性ポリマー微小球、少なくとも部分的に膨張した発泡性ポリマー微小球、又はその両方を含む、請求項5に記載の表面保護フィルム。

【請求項7】

複数の層を通って延在するミシン目の配列を更に含み、前記ミシン目が、前記表面保護フィルムの両側面間に流体連通を提供する、請求項1～6のいずれか一項に記載の表面保護フィルム。

【請求項8】

前記ミシン目が100マイクロメートル～3200マイクロメートルの平均直径と1平方メートル当たり6000～100000の面密度とを有する、請求項7に記載の表面保護フィルム。

【請求項9】

接着されていた基材から前記表面保護フィルムを、前記感圧性接着剤を前記基材上に実質上残すことなく剥離することができる、請求項1～8のいずれか一項に記載の表面保護フィルム。

【請求項10】

車両用基材保護方法であつて、

保護が必要な時に、請求項1～9のいずれか一項に記載の表面保護フィルムを前記車両用基材の外側面に適用する工程と、

保護が不要な時に、前記表面保護フィルムを前記外側面から、前記外側面の接線面に対して35度以上の角度で剥離する工程によって、前記車両用機材から前記表面保護フィルムを脱離する工程と、を備える方法。

—